

仕 様 書

1 業務名

奥山工場排水槽清掃業務

2 業務概要

奥山工場の排水槽等の清掃、合併処理槽の汚泥引抜き調整を行う。

3 業務実施場所

下関市大字井田字桑木 1 0 3 7 8 番地

4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで

5 概要

(1) 180 t 炉焼却施設

ア	排水受水槽	9.2m × 6.5m × 深さ 5.0m 抜取量 70m ³ 程度 (抜取深さ 1.2m)
イ	塵芥壕汚水ピット	9.4m × 6.5m × 深さ 21.5m 抜取量 177m ³ 程度 (抜取深さ 2.9m)
ウ	合併処理槽	25 人槽 汚泥引抜き量 8.5m ³ 程度

(2) 170 t 炉焼却施設

ア	汚水受水槽	2.2m × 10.3m × 深さ 3.0m 抜取量 9m ³ 程度 (抜取深さ 0.4m)
イ	灰沈殿槽	3.1m × 2.3m × 深さ 6.0m 抜取量 8m ³ 程度 (抜取深さ 1.1m)
ウ	灰汚水槽	3.5m × 2.0m × 深さ 5.3m 抜取量 4m ³ 程度 (抜取深さ 0.5m)
エ	合併処理槽	10 人槽 汚泥引抜き量 2.9m ³ 程度

(3) 破碎棟

ア	放流槽	φ 1.35m × 深さ 1.44m 抜取量 0.4m ³ 程度 (抜取深さ 0.7m)
イ	中継槽	φ 1.55m × 深さ 1.64m 抜取量 0.6m ³ 程度 (抜取深さ 0.7m)
ウ	合併処理槽	5 人槽 汚泥引抜き量 1.4m ³ 程度

6 業務内容

(1) 180 t 炉焼却施設

- ア 排水受水槽及び塵芥壕汚水ピットの汚泥の除去清掃。
- イ 合併処理槽の汚泥の引抜き調整。
- ウ 業務の実施は、別途委託業務の 180 t 炉焼却施設定期整備の焼却炉停止期間中に行うこと。
- エ 作業主任者は、作業開始前に指定様式 (180t 作業環境測定結果記録表 (酸素濃度等)) を記入し、提出すること。

(2) 170 t 炉焼却施設

- ア 汚水受水槽の汚泥の除去清掃。
- イ 灰沈殿槽及び灰汚水槽の汚泥及び灰の除去清掃。
- ウ 合併処理槽の汚泥の引抜き調整。

(3) 破碎棟

- ア 放流槽及び中継槽の汚泥の除去清掃。
- イ 合併処理槽の汚泥の引抜き調整。

7 注意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、各関係法令を遵守し、安全に十分留意すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、市と受託者協議の上、誠意をもって解決すること。
- (3) 業務の実施期間は、市と受託者協議の上、決めること。
- (4) 業務の終了後、受託者は市へ報告書 (写真含む) を 2 部提出すること。
- (5) 業務により発生した廃材は、受託者の責任において適切に処分

すること。

- (6) 仕様書に明記のない事項であっても、業務の遂行上必要と認められるものについては、受託者の責任において行うこと。
- (7) 酸素欠乏症や硫化水素中毒にかかるおそれのある場所では、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置し、作業主任者の指揮のもと作業を行うこと。また、受託者は、作業開始前に作業主任者名簿及び免状の写しを提出すること。
- (8) 酸素欠乏症や硫化水素中毒にかかるおそれのある場所では、作業前に十分な換気及び酸素・有毒ガスの濃度測定を行い、安全（酸素濃度 18% 以上かつ硫化水素濃度 10ppm 未満）を確認してから作業を行うこと。また、作業中も継続して換気及び酸素・有毒ガスの濃度測定を行うこと。
- (9) 排水槽等へ入槽する場合は、入槽者名を入口に表示すること。
- (10) 酸素・有毒ガスの濃度測定に用いるガス検知器及び安全保護具（エアラインマスク、空気呼吸器、呼吸用保護具、保護眼鏡等）は、受託者にて適切に整備されたものを準備し使用すること。また、受託者は、作業開始前に使用工具の機器校正表の写しを提出すること。
- (11) 清掃作業に伴い発生するし尿・汚泥等のうち、各合併処理槽からのし尿は下関市環境部彦島工場へ搬出し、180 t 炉焼却施設の排水受水槽、塵芥壕汚水ピット、170 t 炉焼却施設の汚水受水槽、灰沈殿槽、灰汚水槽、破碎棟の放流槽及び中継槽の汚泥等は下関市環境部吉母管理場へ搬出し処分すること。また、搬入日等は市と受託者協議のうえ決定すること。
- (12) 排水槽等を清掃する際の清掃車両等の駐車場所については、市と受託者協議のうえ決定すること。
- (13) 本仕様書等に定める市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。